

論文

1873年における清国皇帝への謁見問題

— 李鴻章と副島種臣との外交交渉 —

白 春 岩*

はじめに

数千年にわたって、中国は周辺にある国、民族と交流を維持していた。それらの国、民族は大国である中国の政治、経済、文化などの面に憧れ、中国に朝貢し、自ら「臣」と名乗った。16、17世紀に至り、ポルトガル、スペイン、オランダなどの国々は貿易利益のため、中国に渡来したとき、持ってくるものを「貢物」と認め、自分も皇帝に「三跪九叩」⁽¹⁾の礼を行った。中国の統治者は自尊自大の意識をもち、自国の富裕を誇示するため、朝貢国への贈り物が「貢物」よりも多いという現象も珍しくはなかった。中国側は外国との関係を結ぶとき「天朝上国」⁽²⁾、「大中華思想」という視点から出発したのであった。

中国はもとより儀礼を重んずる国である。とりわけ中国の最後の封建王朝——清朝に至り、外国使臣の謁見に関する儀礼作法も体系化され、複雑さを極めた。しかし、複雑な国際情勢、国内状況により、清国政府は謁見問題を思うとおりに処理することができなかった。特に、清朝末期（同治帝、光緒帝の時代）に至り、謁見の儀礼に関する争いは終始絶えなかった。

1873年日本の外務卿副島種臣は特命全権大使に任命され、北京に赴いた。彼は北京で謁見問題をめぐり、空前の波瀾を起した。今回の謁見は何千年の中国史上、初めて正式に立礼で皇帝に謁見を済ませるといふ、画期的な出来事であった。副島の謁見順位も英、米などの大国をおさえ、第一番目であった。この成果は明治維新後の日本にとって、輝かしい出来事であった。従って、日本側の研究では従来、副島の対清外交に重点を置き、彼はいかに「国権外交」を実現させたのかを論じている⁽³⁾。一方、中国側の研究では、副島に対し批判的な見方が多く、清国側はいかに副島に屈服したのかという過程が注目されているのみである⁽⁴⁾。副島の謁見成功の理由として、森田 [2005]、毛利 [1996]には若干の言及はあるが、いずれも日本側の立場に立ち、副島の個人の役割を強調したものと言えるだろう。この事件を全面的なおかつ客観的に評価する研究は未だない。したがって、本稿は1873年（同治12年、明治6年）⁽⁵⁾の謁見問題を中心として以下の点について考察したい。

一体、副島は何故他の使節に先駆け、一人で、三揖の礼（他の使節は五鞠躬）で謁見を済ませることができたのか、副島の謁見成功は北洋大

*早稲田大学大学院社会科学研究所 博士後期課程1年

臣李鴻章とはどのような関係があったのか、日本側の外交成果だと思われた事件はそれ以後の日中関係にどのような影響をもたらしたのか。本稿では、以上の問題を解明することを目的とする。

幸い、2008年に『籌辦夷務始末』（同治朝）（以下『始末』と略す）が重版され、『李鴻章全集』（安徽教育出版社版）（以下『全集』と略す）も出版された。これらには当時の謁見に関する史料が多数収録されている。本稿においては、日本側の一次史料『大日本外交文書』（第6巻）、『明治文化全集』（第11巻）の中の『副島大使適清概略』を利用し、中国側の『晚清洋务运动事类汇鈔』（以下『汇鈔』と略す）、『始末』、『全集』と対照しながら、副島の行動をより明らかにする。そして、前掲した問題の解明も試みる。

第1章 1873年以前の謁見事情

清国は昔から「外交」という理念を持たなかった。アヘン戦争でイギリスに負けたにもかかわらず、新しい世界秩序を認めようとはせず、外国との関係も僅かな貿易のみに限られていた。アロー戦争で負けた結果、清国は各国使節の北京駐在を認めた。1861年総理各国事務衙門（総理衙門）が設立され、初めて外国との「外交」をつかさどる国家機構が誕生した。謁見問題もそれと同時に避けられない問題として浮上してきたのである。

実は、謁見の儀礼作法に関する争いは1873年以前にも存在していた。謁見問題の経緯を理解するために、1873年以前に起きた代表的な史実を簡単に述べよう。

1・1 アヘン戦争以前の外国使節団

乾隆帝の時代に遡ってみよう。1793年（乾隆58年）イギリスからマカートニー（George Macartney 馬戛爾尼 1737～1806）使節団が清国にやってきた。それ以降、中国と外国との間に「儀礼の争い」が始まった。清の統治者たちは当時の国際情勢に対する知識が欠如していたため、イギリスを朝鮮、琉球などの朝貢国と同一視し、「三跪九叩」の礼を要求した。しかし、マカートニーは拒絶した。何故なら、この礼が英国の尊厳と名誉に対し、侮辱だと考えられたからであろう。そしてマカートニーは対等の礼を求めた。結局、清国側は自分の度量を示すため、マカートニーが英国の国王に謁見するときと同じような礼で謁見することを認めた⁽⁶⁾。また1816年イギリスからアマースト（William Pitt Amherst 亜美士徳 1773～1857）使節団が清国にやってきた。彼も中国の儀礼に従わないため、嘉慶帝（1796～1820）を怒らせた。その結果、清国側は使節を謁見させずに帰らせた⁽⁷⁾。この2回の謁見を見ると、清国は自尊自大の考え方をもち、イギリスを対等の国とは見ていなかったことは明らかである。自国の作法を英国に厳しく押し付けた。当時の清国は強い国力を持っていたため、イギリスは侵略のような行動をとらなかった。しかし、その後「天朝上国」思想に溺れた統治者たちは有力な政策をとらず、清国は次第に衰え、ついに侵略される位置に身を置くことになった。

1・2 アヘン戦争以後の外国使節団

1840年アヘン戦争で敗北した後、中国は開国を余儀なくされ、列強に蚕食される対象になった。1859年アメリカ使節は中美天津条約を交

換するため、北京に赴いた。そして、イギリスと同様、アメリカ使節との間でも儀礼をめぐる論争が始まった。清国官員は前の経験を生かし、現状をも配慮した結果、「三跪九叩」ではなく「一跪三叩」でもいとアメリカ使節に伝えた。しかし、アメリカ使節は一跪三叩の礼に従わず、条約を渡し、直ちに帰国した。謁見は行われなかった。今回の儀礼の争いは中国がアメリカと不平等条約を結び、既に一部の主権を失ったということがその背景にあったのである。

その後、1860年英、仏連合軍が北京まで攻めたため、皇帝文宗（咸豊帝）は熱河（今の承德市）まで逃げて、そこで崩御した。清国はイギリス、フランス、ロシアとの間に北京条約を結び、各国使節が首都北京に常駐することを認めた。そして、謁見問題がまた浮上してきた。このときの清国は全く不利な状況にあったため、謁見に対し消極的な態度をとった。1862年、皇帝穆宗（同治帝）はわずか5歳で即位したため、両宮皇太后（東太后、西太后）が垂簾聴政を行った。清国側は皇帝がまだ親政していないという口実で謁見を断った。実は儀礼の紛争を避けるためであった。

ここで、1873年以前の儀礼の争いについてまとめてみよう。鎖国のため、世界の情勢に関する知識が乏しかった清国統治者は「天朝上国」というイデオロギーを持ち、欧米各国を「華夷秩序」の一部分だと思い込んだ。とりわけ、康熙帝（1654～1722）乾隆帝（1711～1799）の盛世があったため、統治者は自尊自大の考え方を持っていた。

清国の国力により、謁見は幾つかの段階に分けられる。

清国の国力が充実していたとき、外国使節

に対し「三跪九叩」の礼を要求した。例えば、1793年と1816年のイギリス使節団が挙げられる。国力が強かったため、外国使節に対する態度は強硬であった。

ところが清国がアヘン戦争で負けた後、不平等条約を結び、国力が衰えると、謁見作法では一步を譲って「三跪九叩」の礼を「一跪三叩」に変えた。しかし、清国側は謁見の条件を緩めたにもかかわらず、外国使節は依然として拒絶する態度をとった。

清国は1860年に北京条約を締結した後、各国使節の北京駐在を認め、外国との交渉が頻繁になった。弱い立場にあった清国は皇帝が未成年ということをも口実として、使節の謁見を見送らせた。

中国側の謁見に対する行動は、国力の盛衰の産物であり、また統治者の夜郎自大、世界情勢に対する無知とも深く関係がある。

第2章 1873年の謁見問題

1873年は同治帝が成人になった年である。皇帝の大婚と親政を祝うため、列国公使は謁見を要求した。2月24日（1月27日）ロシア、ドイツ、アメリカ、イギリス、フランス五国公使は共に照会文を提出し、謁見を要求した〔『始末』：89巻3602〕。その照会文を皮切りとし、激しいやり取りが双方に交わされ、清国内部ではさまざまな意見が出てきた。

例えば、呉大澂（翰林院代遞編修）は中国の「舊制」の儀礼作法を取り上げ、外国使節が謁見するときは、中国の跪拜礼を守るべきだと主張した。中国の使節は外国ですでに外国の儀礼を遵守したため、外国使節も中国の儀礼作法を守るべきであると強調した。さらに、長い目で見れ

ば外国人の不相応な要求を遮断するため、謁見を断るほうがいいという意見すら出てきた[『始末』：89巻 3613]。

吳鴻恩（山東道監察御史）も上奏文を申し出た[『始末』：89巻 3618]。彼は「外藩」（朝貢国）が謁見するときの儀礼で外国使節を接待すべきだと主張した。

総理衙門は外国使節と交渉したが、順調ではなかったため、4月24日（3月28日）に李鴻章に意見を求めた[『始末』：89巻 3620]。さて、李はどのような意見を述べたのか。

まず、彼は清国がすでに外国と不平等条約を締結し、外国使節が北京に駐在するという状況から分析した。双方は属国関係ではない、そのため朝貢国の礼を強要すべきではないと考えた。

次に、中国の使節は外国で外国の儀礼を守ったが、基本的に外国の使節は中国の儀礼を守る義務がない。それを強要する清国の官員たちは外国事情を知らないだけである。西洋人はすでに十何年も謁見を求めたため、彼らを簡単に断ることができない…と吳大澂、吳鴻恩の意見を逐一批判した。

さらに、自ら解決案も作り出した。もし皇帝が謁見を許したら、予め条文で「各國使臣來京，祇准一見，不准再見，祇准各國同見一次，不准一國單班求見，當可杜後覬覦」（各国使臣は北京に来て、ただ一回だけ謁見を許す、二度目の謁見は許さない、ただ各国公使同時の謁見を許す、一国単独の謁見は許さない、まさに後来の覬覦を杜絶することができる）[『始末』：90巻 3625]⁽⁸⁾という条件を提示すべきであるといい、結論として「各國習俗素殊，寬其小節，示以大度」（各国の風習は異なるため、細かいことに

拘らずに、度量の広さを示すほうがいい）[『始末』：90巻 3626]と述べ、跪拜礼を強要しなくてもいいという意見を表明した。

その他、謁見をめぐる上奏文や総理衙門への手紙などは多数『始末』に収録されている。清国内部では論争が絶えなかったことが明らかである。こうして、ついに6月14日（5月20日）各国使臣の謁見を認めるという内容の詔書が下された[『始末』：90巻 3642]。

一方、副島の行動も見てみよう。1873年3月11日（同治12年2月13日）副島全権大使は柳原前光（外務大丞）平井希昌（外務少丞）鄭永寧（外務少丞）林有造（外務省六等出仕）らと同行し、国書と日清修好条規の批准書を持ち、清国へ赴いた。まず、天津で李鴻章と日清修好条規の批准書を交換した。その後、天津より北京へ移動した。李鴻章は孫士達（江蘇記名道）を遣わし、副島一行の面倒を見ると同時に、謁見問題を処理せよと命じた。

副島は北京に到着したあと、謁見問題を処理するためどのような行動をとったのか。この行動を明らかにするため『大日本外交文書』（第六巻 事項四）に基づき、副島の清国派遣の関連事件をまとめた（表1）。

この表と『大日本外交文書』には、副島の清国の旅に関しての注目点はいくつかある。

第一、1873年の謁見は穏やかではない雰囲気にもまれていた。日清双方は約50日間以上（5月7日より6月29日まで）も膠着状態に入った。交渉が行き詰った状況に対し、清国側は3回（6月1日、3日、6日）の照会文を廃止し、新たに新しい方案（6月8日）を作り出した。

第二、孫士達と副島との交流が頻繁に行われたことが分かる（5月9日、26日、6月2日、5日、

表1、副島適清関係年表

日付(1873年)	関係事件
3月11日	龍驤丸に乗組み、横浜出発
3月31日	上海に到着
4月8日	天津の水が浅く、筑波艦が進みにくいいため魯親王の小砲艦に乗組み、天津へ出発
4月20日	天津に到着(紫竹林飛龍行樓房に寓す)
4月30日	李鴻章と日清修好条規批准書交換
5月5日	天津出発
5月7日	北京到着(賢良寺に寓す)
5月15日	副島、柳原、鄭永寧を遣わし、孫士達を訪れ、清国の外国使節に対し「等級ヲ分ツ事無ク」ということを知らされる
5月17日	副島、魯国・米全公使を訪問
5月19日	副島、英国全権公使・仏国全権公使・西班牙公使・獨国代理公使を訪問 さらに、蘭国代理公使とも会見
5月26日	副島、恭親王より歓待される 魯公使館にて英仏蘭獨使節と晚餐
5月27日	副島、英国公使を訪れ、英公使館にて各国公使と晚餐
5月25日	副島、総理衙門へ訪れ、謁見の日にち、儀礼などを相談
5月29日	副島、魯国公使を訪問
5月31日	仏公使、副島を招待した
6月1日	総理衙門の照会文が日本側に届き、同文の国を理由とし、中国礼節を要求
6月2日	副島、総理衙門へ照覆を書き、三跪九叩の礼を拒否し、三揖の礼を表明 副島、魯公使を訪れ樺太と謁見の事を相談
6月3日	総理衙門から照会文が届き、他国の使節の五鞠躬の礼を副島に報知 副島、英公使を訪れた際、台湾生蕃と朝鮮の事を尋ねられる
6月4日	副島、魯公使を訪問 副島、総理衙門へ照覆を書き、三揖の礼を再び表明
6月6日	孫士達、副島を訪問し、謁見の事柄を改めて議論することを共同に認識
6月7日	副島、平井を獨、英公使館へ派遣 文祥、董恂、沈桂芬は副島を訪ね、副島が各国と同日、特別な謁見を行うことを通知 米公使来訪
6月9日	副島、総理衙門の照会文に同意 英公使来訪、台湾生蕃事件・朝鮮・秘魯国の事を尋ねた 蘭国公使来訪
6月10日	魯国公使来訪
6月12日	魯国公使を訪れ、樺太事件を相談
6月14日	謁見の論旨が下る
6月16日	孫士達、総理衙門「各国使節は頭班、副島は次班で謁見を行う」という情報を漏らす
6月17日	副島、総理衙門を訪れ、謁見の事を聞き、頭班で謁見を要求し、拒否される
6月18日	副島、米公使を訪れ、朝鮮の事を聞く
6月19日	副島、謁見を断り、帰国復命と決定
6月21日	副島、柳原、鄭を総理衙門へ遣わし、毛昶熙、董恂、孫士達と談話し、澳門、朝鮮、台湾の事を尋ねる
6月22日	副島一行、帰国の用意をし、柳原、平井、鄭を魯公使、米公使館へ派遣
6月23日	孫士達、李鴻章の副島に配慮していることを述べ、副島の帰国を阻止しようと計る
6月24日	文祥、董恂、沈桂芬、孫士達来訪、副島の頭班謁見の事を約束
6月25日	副島、鄭を総理衙門へ遣わし、謁見の事を承諾
6月26日	副島、謁見の約書に調印する事を拒否、謁見のリハーサルを行う
6月28日	副島、魯公使を日本公使代任の事を照会
6月29日	副島謁見 第一グループ、一人、三揖 魯・美・英・仏・蘭国公使、第二グループ、五鞠躬
7月1日	副島、魯公使へ日本公使代任の頼み及び各国公使へ通知
7月4日	副島一行、北京を出発
7月7日	副島一行、天津に着き、李鴻章と再会
7月9日	北洋海軍、祝砲を發し、副島を歓送
7月25日	副島、横浜に到着

注：網掛け部分は副島が北京にいたとき各国使節との交流を表す。

6日、8日、14日、15日、16日、23日、24日、26日)。孫は副島から総理衙門への照覆文を抄録し、李鴻章へ報告した(6月2日、5日)。孫は総理衙門にしながら、李の指図を仰ぎ、総理衙門と副島との間を取り持ち、謁見が順調に行われるように、積極的に動いた。

第三、副島が北京にいる間、西洋列国公使との交流は親密かつ頻繁であったことも窺える(5月19日、27日、31日、6月3日、7日、9日、18日)。とくにロシア公使とのやり取りは圧倒的に多かった(5月17日、26日、29日、6月2日、4日、10日、12日、28日)。副島は帰国後、日本公使のポストに日本人ではなく、ロシア公使に代行を頼んだ。

以上の状況を見れば、各国使節は互いに十分な協議をして、連携していたことがわかる。孫士達も総理衙門への書翰の中で「該使等東西連衡職道内外交迫」(使節たちは東西連合し、職道(孫士達自身)は清国と外国の板ばさみになっている)〔『匯抄』：中冊 776〕と言い、謁見問題の困難な局面を一言で喝破した。

孫士達とは一体どのような人物であるのか。副島は帰国後、清国での経歴を報告した際、以下のような記述をした「孫士達ハ外官ナルヲ以テ京官ノ第二居ラス種臣ノ寄寓セシ賢良寺中ノ一精舎ヲ賃シテ僦居スル者也」⁽⁹⁾。ここに「外官」とあるように、孫は北京で官職につく人物ではなく、李鴻章に遣わされ、謁見問題を処理するため北京に滞在したことがあきらかである。ちなみに言えば、1873年より3年前の1871年、伊達宗城一行が清国で日清修好条規を締結した際も、孫は活躍をした。この経験に関して、孫は自ら以下のように述べている

史料 1

士達ノ不オヲ以テ忝ク李中堂ノ知遇ヲ承ケ、總理衙門ニ行走シテ外國事務ヲ襄辦ス。前年八月伊達大臣ヘ陪隨シ、其議約ヲ成シテ津ヨリ京ニ上下シ、今年又京城ニ在リテ閣下ノ使務ヲ襄辦スル〔『明治文化全集』11巻71〕

伊達一行と副島一行の北京での行動を考える際には、孫の役割を見逃してはならないだろう。具体的に孫はどのような行動を取ったのか、この内容については第三章で述べる。

一方、副島はいかに北京で国権外交を実行したのか。毛利〔2002〕、曹〔2008〕はそれぞれ日本側、中国側の史料を引用し論述している。簡単にまとめれば、副島は中国の古典を引用し、日中関係は「朋友之交」〔『大日本外交文書』：148〕だといい、今まで清国側と他の外国使節の論議した結果—五鞠躬—に対し、副島は三揖で済ませると強い態度を表した。さらに、自分の身分は頭等欽差により「頭班」(第一グループ)で謁見すべきだと要求した。

結局、6月29日(同治12年6月5日)副島大使の主張したとおりに謁見が行われた。同日、ロシア、イギリス、アメリカ、フランス、オランダの公使も第二グループで五鞠躬の礼で皇帝に謁見した⁽¹⁰⁾。副島は列国公使より北京来着が遅かったにもかかわらず、何故、優先的に謁見を許されたのか、列国公使の謁見の難題を何故副島が解決できたのか。森田〔2005: 236〕は「副島の謁見成功には李鴻章の援助があり、李鴻章の援助を引き出した大きな理由として、マリア・ルス号事件の成功をあげることができるだろう」と述べている。毛利〔1995: 512〕は「副島がこの成果をおさめることができたのは、か

れの卓越した漢学力の寄与もまた大きかったにちがいない。さらには、「マリア・ルス号事件の陰徳もきいたのかも知れない」と主張する。両者ともマリア・ルス号事件を謁見成功の一因として取り上げた。それでは、副島の謁見とマリア・ルス号事件とはいかなる関係があるのか、副島と李鴻章はいかにマリア・ルス号事件を利用したのか、副島謁見成功の要素として、マリア・ルス号事件のほかにも何か考えられないだろうか。以下、この点について考察する。

第3章 副島の謁見成功

3・1 謁見問題とマリア・ルス号事件

前述のとおり、謁見問題とマリア・ルス号事件とは深く関係があると指摘されているが、一体、史料中にはどのように両者の関係を記しているのだろうか。

この問題を解明する前にマリア・ルス号事件を簡単に紹介しておく。

1872年7月9日（明治5年6月4日）ペルー船マリア・ルス号（THE MARIA LUS）はマカオからペルーへ向かう途中、台風にさらされ、船体を修理するため横浜に入港した。同船には約230名の清国人が乗船していた。7月13日（6月8日）マリア・ルス号から木慶^{モクヘン}という清国人が脱走し、イギリス船に救われた。調べた結果、マリア・ルス号は人身売買の船であることが明らかになった。イギリス、アメリカ公使の勧告を聞いた日本外務卿副島種臣は色々な難題を抱えながら、大江卓に指示し、マリア・ルス号を日本の裁判にかけた。その結果、清国人乗組員たちは解放した。翌年、ペルー使節ガルシヤが来日し、この裁判が不法であると非難した。明治8年5月29日、ロシアによる仲裁裁判で日

本の勝利という形で決着した。

副島は清国に派遣されたのは1873年、つまりマリア・ルス号事件の翌年であった。

副島はまだ清国に到着していないとき、李鴻章はすでに謁見の下準備を始めた。1873年1月17日（同治11年12月19日）李は総理衙門への書簡の中で謁見に対し、自分の立場を表明した。

史料2

（前略）本年秋間、秘魯国“瑪也斯”船拐賣華民二百三十名、至彼全數扣留收養、交江南委員陳福勳帶回、不肯索還費用。情禮周摯倍越尋常、（中略）彼因我皇上大婚禮成、親政在途、遣派外務大臣奉書致賀、似應獎以禮貌、而陰却其不必與西國合從、急求面遞國書、致傷雅誼。如果將來各國俱准謁見、自無不准該使朝謁之理、該使自不得越眾先請、卓裁以為然否。該使換約後、如必欲進京拜謁諸王、大臣、前已于條規中議定允行、未便阻止 [『全集』：30卷490]

（今年の秋、ペルー国マリア・ルス号が清国人230名を乗せて日本に寄港したとき、日本は清国人全員拘留し、収容した。そして、江南委員陳福勳に渡し、帰国させた。日本側は費用を請求せず、情理を尽くすこと一通りではなかった。（中略）日本は我が皇帝大婚、親政のため、外務大臣を派遣し、国書を持って祝賀の意を表しに来た。副島はマナーを遵守しているようだ。裏面では副島が西洋各国と一緒に、急いで国書を直接に渡し、友誼を傷める事がないようにしないといけない。もし将来各国の謁見を認めれば、副島の謁見を阻止すべきではない。副島は他の使節に先駆けてはいけない。これで宜しいか。副島は条約を交換した後、必ず北京で諸王、大臣に拝謁するだろう。前の条規で議したとおり、阻止するわけにはいかない)

李鴻章はこの手紙の中でマリア・ルス号事件を引用し、日本側の厚情を高く評価した。それに対し、清国も誠意を見せざるを得ないと提言した。つまり副島の謁見を順調にさせるべきであると主張した。

天津で日清修好条規の批准書が交換されてから、副島一行は北京へ移動した。李は人を派遣し、副島を北京まで送るのみならず、北京での謁見を順調にさせるため自分の腹心である孫士達を紹介した。その上、総理衙門にも手紙を送った。

史料3

副島人地生疏、欲求照应而未便启口。鴻章允为派弁护送、并属孙道士暗为照料、以答其前次优待江苏委员商办拐案之厚谊

〔『全集』：30 卷 514〕

（副島は人、地理に不案内なので、面倒を見てもほしかったが、遠慮した。鴻章は副島の護送することを決定した。その上、孫士達にひそかに世話をしてくれということをお願いした。以前に副島から江蘇委員が歓待され、マリア・ルス号事件を処理された厚誼に報いる）

この手紙の中で言及されている「江蘇委員」とは、昨年（1872年）日本へ苦力たちを迎えに行くため清国から派遣された陳福勲である。李鴻章は再びマリア・ルス号事件を取り上げて、マリア・ルス号事件を処理した日本側の厚誼に報いるため、副島を助けるべきであるということをはっきりと述べた。

以上の史料2、3から、副島の謁見成功にはマリア・ルス号事件が深く関係していることはあきらかである。中国は昔から儀礼を重んじる国である。マリア・ルス号事件により日本側か

ら厚意を見せられ、その恩返しとして謁見問題を処理するとき日本を優先的に扱うことは当然のことである。

3・2 謁見問題と李鴻章

長年洋務運動に携わった李鴻章は、北京にいる官僚たちより外国の物事をよく知っている。副島が皇帝に謁見をしようとする意図を李に伝えると、李はすぐさま総理衙門へ日本の実情を紹介した。

史料4

窃维日本君臣向有 跪之礼、闻自今年改用西洋冠服、此礼遂废。见其国君亦不跪拜、彼既勇于舍己从人、恐未必舍彼从我 〔『全集』：30 卷 514〕

（日本君臣は嘗て跪拝礼があった。今年から西洋の冠服に変えて、この儀礼は遂に廃止したと聞いた。国君に会っても跪拝しない、彼が既に跪拝礼を捨て、西洋の儀礼に従った。だから、再び中国の跪拝礼を採用することはないだろう）

李は日本の状況を分析し、客観的に判断した。日本は必ずしも我々の言うとおりにしない。もし妥協できなければ「无庸面覲」（謁見をしなくていい）〔『全集』：30 卷 514〕という最悪の事態も予想した。

さらに、前掲の史料2において、一点見逃してはならない内容がある。つまり、李鴻章の謁見に対する「不得越众先请」（他の使節を先駆けてはならない）という意見である。そして、前掲した4月24日李鴻章から総理衙門への史料にも李の謁見に対する意見を窺うことができる。李の謁見に対する意見は、以下のようにまとめることができよう。

・謁見は一回しか認めない

- ・一国単独の謁見は認めない
- ・副島は他の使節に先駆けてはならない
- ・交渉が不成立の場合、副島を謁見させずに帰らせる

副島が天津に滞在したとき、李鴻章は副島の謁見のために色々手配をし、孫士達を副島に紹介した。『大日本外交文書』は次のように述べている。

史料5

李ヨリ嚮導ノ委員ヲ派セント約シ、又江蘇記名道孫士達ナル者現ニ總理衙門ニ在テ外使謹謁ノ事ヲ議ス、閣下事アラハ此人ヲ用フベシ、必ス能クカラ致サント（読点 筆者）〔『大日本外交文書』：第6巻139〕

以上の史料4、5から見ると、李鴻章が副島の謁見に対し、予め工夫をしたことがあきらかである。さらに、修好条規が締結されたばかりの時点において、李は副島の謁見を順調に済ませようと考えていたに違いない。これからの日清友好に対するの期待も言うまでもない。

しかし、副島の北京での発言は李鴻章の予想を遥かに超えていた。副島は三跪九叩はもちろん、五鞠躬にも反対した。更に、今まで待っていた外国公使たちを越え、単独で、三揖の礼で謁見を済ませると強く主張した。予想外であった副島の態度に対し、李は以下のように述べた。

史料6

副島机警英鸞，初八，初十两次照复，竟敢如此狂吠，目中无人，阅之殊为发指。（中略）
副島在津时，并无一语强迫，不意到京以后，渐露鸱张〔『全集』：30巻531〕⁽¹¹⁾

（副島は機警英鸞である、8日、10日の二回の照復によると、ついに敢えてこのように狂っ

て吠え、眼中に人が無い。これを読んで、私は殊に憤怒する。副島が天津にいた時、強迫の話は一言もなかった、北京に到着した後、漸く鸱張を現わすとは思もしなかった）

これは李鴻章から孫士達への手紙である。この史料から、副島の行動に対する李鴻章の尋常ではない怒りを読み取ることができる。副島が天津にいたときの李鴻章とは別人のようである。一体、李鴻章はなぜ激怒したのか。

実は副島が天津に滞在したとき、李鴻章はすでに儀礼のことについて軽く自分の意見を伝えた。『全集』の中で次のような内容が記されている。

史料7

谓既欲请覲，则中国使臣在外国已行外国之礼，外国使臣在中国亦应行中国之礼，方为从宜从俗。该使沉吟许久，姑答曰是，而不复置辩一词，其隐衷亦窺见矣〔『全集』：30巻513〕

（既に謁見を請おうと言うならば、則ち中国の使臣は外国で既に外国の儀礼を行い、外国の使臣は中国でも中国の儀礼を行うべきで、その国の風俗に従うべきである。其の使節（副島）は暫く沈黙し、「是」と答えた、一言も弁解せず、その苦衷も窺える）

李は副島に「郷に入っては郷に従え」という理念を強調し、それに対する副島の意見を聞いた。副島は何も反駁せず、「是」と答えた。しかし、北京に到着した後の副島は一変し、強く自分の頭等欽差の身分を強調した。副島の前後の言行不一致に対し、李鴻章はまさに裏切られたように思っていたのであろう。さらに副島の行動は李鴻章の予想した謁見の儀礼を遥かに超えてい

て、中国の伝統的制度と対立していた。李は伝統的制度を守ろうと考えたため、怒り、不満な態度を漏らした。

謁見に関する交渉がうまくまとまらず、副島は帰国を決心した。これはまさに李鴻章の予想した、うまく交渉ができなければ、副島を謁見させずに帰国させるという内容と同じである。不満を漏らした副島をこのまま帰国させるのか、それとも、一步を譲って、副島の要求どおりに謁見させるのか。この局面の打開を図ったのは孫士達であった。孫は以下のように副島に李鴻章が配慮していることを述べた。

史料 8

李中堂貴國ヲ敬重シテ、交誼ヲ厚クセント望ミ、深く委ネラルル所有ルニ因レリ、閣下前月以來總理大臣ト觀事ヲ議スル毎トニ、士達必ス消息ヲ李府ニ通シ、而シテ李中堂ハ竊カニ閣下ノ爲メニ封事上疏スル、已ニ再三及ヘリ（読点筆者）[『大日本外交文書』：6巻 179]

史料から明らかなように、孫は副島の帰国の意向を思い止めようとした。その理由として取り上げたのが、李鴻章の副島に対する援助の意向であった。その後、副島は謁見に成功し、帰国する途中、天津に寄ったとき、李鴻章に次のように感謝した「種臣幸ニ萬歳ヲ拝シ、我皇ノ國書ヲ面呈シ、其復書ヲ奉シテ来ル、皆中堂之力也（読点 筆者）」[『大日本外交文書』：6巻 193]。同じような記述は『副島大使適清概略』の中にもある。これらの日本側の史料を読めば、謁見の成功は李鴻章の援助と深く関係があるように思われる。李は表に出たのではなく、側面で援助をしていたと思われる。

副島の謁見成功には前述した二点の原因のほ

かに、さらに何か考えられるのか。以下この問題を中心に掘り下げていきたい。

3・3 副島の謁見成功の原因

謁見問題を処理するとき、清国は列国に対し、ある程度強い態度を示したが、日本にだけ何回も譲歩した。それは一体何故であろうか。ここでいくつか推論を試みたい。

第一、日清修好条規を守るためである。この条規は近代に入ってから、日中間に締結した初めての平等条規である。前掲史料 2 に掲げたように、副島の謁見に対し「已于条規中议定、未便阻止」（前の条規で議したとおり、阻止するわけにはいかない）だと李は主張した。つまり、条文のとおり日本の使臣を謁見させるべきである。李鴻章を代表とする清国官員たちは、四苦八苦の交渉を経て、ついに批准書交換まで辿り着いた。李は今後の両国関係に希望を持っていたに違いない。条規が発効されたばかりの時点で条文を守らない行動は無論とりたくはなかったものと思われる。

第二、清国側は日本側に「争いの口実」を提供したくはなかった。自分の思うままにできなかった副島は、6月20日帰国の決定をした。このように面倒を起こさず帰国したら、それは、清国政府にとって、まさに望んだ通りのことである。しかし、現状は遥かに李鴻章の予想を超えていた。6月21日副島は柳原、鄭永寧を遣わし、憤懣を表明し、澳門帰属問題、朝鮮帰属問題、琉球難民事件について総理衙門に問い合わせをした。この外交行動は、清国政府にとって予想外の出来事だった。謁見の交渉に挫折した日本側はなぜ突然、以上の事を照会しにきたのか。6月21日の夜、孫士達は鄭永寧に日本

の意図について打診した。孫は総理衙門の推測を以下のように述べた

史料9

日本使節此論ヲ起ハ謁見ノ議成熟セサルニ由
レルカ、若シ其意ニ満ルホドノ議ヲ成シ、遂ニ
謁見ヲ為サシメハ、生蕃問罪ノ説或ハ寢スヘシ
(読点 筆者)⁽¹²⁾

つまり、副島が謁見問題において十分な扱いをされなかったため、「生蕃問罪」という難癖をつけようとしていると、総理衙門は一方的に推測した。鄭は「帰後必問罪ノ擧アルヘシ何ソ拜謁ノ有無ニ拘ラン」⁽¹³⁾と述べた。換言すれば、謁見が成功かどうかとは関係なく、日本は必ず生蕃の罪を咎める。日本は他の列強と同じく、不満を利用し、面倒を起す恐れがある。それを防ぐために、なにより目前の謁見問題を順調に解決するのが当然の急務だと考えたのであろう。李鴻章は同僚への手紙の中で「该国欲往問罪等語、詞気傲慢、意存挾制」(日本が台湾へ罪を問いにいくと言い、口調は傲慢で、脅迫の意味がある) [『全集』: 30巻 539] と書いた。つまり、清国側は6月21日に日本側から打診された内容を気にかけた。だが、副島の要求した第一グループ、単独の礼節を満たせば、今まで待っていた他国の公使には詰問される可能性も高い。総理衙門はまた各国公使に書簡を出し、副島の頭等大臣の身分を確認できる証拠を入手したあと、安心して副島の言ったとおり謁見させた。総理衙門は列強の横暴で、傲慢な品性が分かっていたため、慎重に行動をとらなければならなかった。この総理衙門の慎重な行動から、清政府のどちらの恨みも買いたくないという弱い立場はあきらかであろう。

第三、清国政府は、日本側が自分の味方でいてほしいと考えた。アヘン戦争以降、列強が清国で争いをしたとき、日本は自国の問題に悩まされ、欧米列強の列に入らなかった。故に、中国は日本を相手にせず、謁見のときには中国の礼節で日本に要求した。一方、ロシア公使をはじめ、北京にいる各国公使は副島を招待した。前掲表1を参照すれば、副島は他の使節と頻繁な交流を保っていたことがあきらかに分かる。日本側と列強との親密な交際に対し、清国政府は警戒したはずである。1871年、ロシアは伊犁を兵力で攻め取り、清国政府は何回も交渉したが、無効であった。ベトナムもフランスに侵入されている。この状況に当って、日本との関係を処理するためには、まさに日本を自分の「外援」にさせるべきで、敵にするのは得策ではない。

第四、孫士達の役割も看過できない。孫は北京で官職についている人物ではなく、謁見問題の決裁者でもない。にもかかわらず、重要な役割を果たしていた。彼は副島が帰国しようとする局面を押しとどめ、謁見交渉の情報を李鴻章に報告するなど積極的に協力した。彼は最初から副島の単独謁見を主張していた。『匯鈔』には日本側への第一回照会文の原稿が残されている。その中に6月1日(5月7日)孫士達の起草した照会文がある。「貴國大皇帝欽派貴大臣特來慶賀通好、情誼陰渥、自應另作一班觀見、以示優待」 [『匯鈔』中冊: 784] (貴國大皇帝は貴大臣を慶賀通好のために派遣した、厚く情誼がこもっている。優待の意を示すため、別に一班を作って謁見させるべきである 読点 筆者) この提案は結局採用されなかった。その代わりに沈桂芬の「是否照行中国禮節」 [『匯鈔』中冊: 784] (中国の跪拜礼を遵守するかどうか

か) という案が採用された。孫士達の意見は採用されなかったというものの、彼の謁見に対する態度を窺うことができるだろう。孫は中国の固有な儀礼にこだわるより、順調に謁見させることが当面の急務だと考えた。李鴻章は「非執事惨淡经营、几莫能解此围矣」(執事(孫士達)の心血を注いだ計画、考案がなければ、謁見問題もうまく解決できない) [『全集』: 30 卷 531] と孫士達の努力を高く評価した。

第五、副島の「特命全權大使」という身分も配慮しなければならない。当時、北京にいた謁見の諸外国使節は北京に駐在していた公使であった。副島だけは同治帝の親政を祝うため、国書をもち、わざわざ清国に渡来したのであった。身分も他の公使より高く、大使であった。

結局、体面を何よりも大切にしたい清国政府は結果として譲歩した。しかし、腐朽な「天朝上国」思想に溺れて、ほかの方法によって、この体面を挽回しようとした。それが、謁見に選んだ場所であった。中南海の紫光閣は、昔から朝貢国の使臣に面会する場所である。清政府はわざわざこの場所を選んで謁見した。これは列国を自分の属国だと仮想したのであろう。ある意味では面子が潰れないように対策を取ったのである。

以上、副島種臣の謁見成功には単なるマリアルス号事件の影響のみではなく、当時の複雑な国際情勢に深く関連があるとは言えよう。

第4章 副島種臣、李鴻章の再評価

4・1 副島種臣について

副島は1873年北京に滞在中、中国の儀礼に従わず、三揖の礼で皇帝に謁見した。日本側では副島の対清外交は国威を發揚し、成功であっ

たと評価された。今までの外国使節の謁見礼節を振り返ってみれば、副島のとった態度が中国の「天朝上国」思想への大きな挑戦と言ってもいいであろう。彼は中国の主権、伝統制度を無視し、謁見の際、自分の考え方が通らなかった時、「帰国」を理由にして清政府を脅かした。さらに副島は台湾の「民ニ生熟兩種有り、従前我カ王化ニ服シタルヲ熟蕃ト謂ヒ、府縣ヲ置テ之ヲ治ム、其未タ服セルヲ生蕃ト謂フテ、之ヲ化外ニ置キ(読点 筆者)」 [『大日本外交文書』: 6 卷 178] という情報を清国総理大臣から得た。これはまさに台湾出兵の口実となったものである。そもそも清国は琉球に対し「我カ藩属」と意識していた。そのため、清国側は琉球難民事件が台湾出兵の口実として利用されるとは思ひもしなかった。副島は清国の礼節に従わないだけでなく、裏で台湾出兵の口実を求めていた。故に、中国の歴史学界ではこの時期の副島に対し、「凶横」(凶悪、横暴) [跋扈] [王 1994: 17], 「陰鷲」(陰險で残酷である) [曹 2008: 206] などと評価を与えている。同一人物であるが、立場の違いにより全く正反対の評価が出てきたのである。しかし、謁見問題を考えるとき、副島の振るった手腕は腐敗した清国の体制に衝撃を与えたに違いない。そして「天朝上国」、「大中華思想」を固守していた官僚たちに対し、保守的な思想から脱却させる役割も果たしたのであろう。

毛利 [2002: 165] は副島の外交行動に対し「『名』のために『実』を諦めた、つまり、琉球難民遭難事件の責任を追及せよとの上諭遵守を実質的には放棄した」と指摘した。この中の「名」は日清修好条規批准書の交換と謁見を指し、「実」は琉球難民殺害事件の追及を指す。

しかし、前掲表1のとおり、副島は北京に到着した後、北京にいた外国使節と頻繁に交流していた。さらに、使節に先駆け、一人で謁見を成し遂げるためには、清国政府のほかに北京滞在した各国公使の承認をもらわないとならない。結果からみると、副島は順調に各国公使に「頭等欽差」の身分を認められたのみならず、ひそかに清政府の台湾に対する態度を入手することもできたのである。さらに、英、米などの公使から朝鮮、琉球などの難しい問題への意見も聴取できた（表1中6月3、9、18日参照）。ロシア公使との親密関係も言うまでもない。一見、「名」ばかり追及したように見られるが、実際、副島は「実」を追及するために色々下準備をしたのではないかと思う。つまり、清国に滞在している間、生蕃問題を処理するため、ひそかに行動をするなど、柔軟な外交手段を取ったのであろう。

4.2 李鴻章について

1873年の謁見問題を見る際、李鴻章の行動は矛盾に満ちているように思われるだろう。

まず、李の謁見の儀礼に対する態度を見てみよう。前述のとおり、李は上奏文の中で外国の使節は中国で三跪九叩の礼を守る義務がないと述べたが、儀礼について副島と会談の際、かつて自分の批判した意見を取り出し、中国の作法を守るべきだと主張した（前掲史料7参照）。中国の伝統的な礼節に対し、李は自国の欠点を批判しながら、自らそれを守ろうとした。

次に、副島への態度を見てみよう。副島は謁見を終え、使命を果たした後、日本に帰る途中に天津を通過した。その際、李鴻章は副島を招待した。送別するとき李は「大使ト手ヲ握テ泣

然涙ヲ含ミ乃チ別ル」[『大日本外交文書』：6巻195]という感動的なシーンがあった。さらに李は副島への手紙の中で二人の関係を「相見之晩」（早く会えればよかった）といい、日中関係を「唇齒」の関係だと見なした。副島の軍艦が大沽（天津の港）を離れた時、祝砲が発せられた。このような待遇を受けた外国使節は副島が最初であった。しかし、孫士達への書簡（前掲史料6）の中で李は副島の行動に対し、甚だ激怒したこともあきらかである。

なぜ、激怒した李鴻章は副島に再会したとき別人になったのか、どちらが本当の李鴻章であるのか。毀誉褒貶相半ばする人物、李鴻章はこの事件でどのような役割を果たしたのか、それをいかに評価したらいいのか。以下この点を論じてみよう。

第一、李は中国の伝統的制度の保護者である。李は清国の官僚として、一切の行動は清政府の立場に立たなければならない。「天朝上国」の利益や名誉を損なう行為に対し、無論反対である。謁見の儀礼に対する態度からこの点が明らかに分かるだろう。その上、外交問題を処理するとき、当時の総理衙門は力が強かったため、李は総理衙門、世論などの要素を配慮し、慎重に自分の身分に合わせる行動を取らなければならない。

第二、李は洋務運動の代表として、日本を手本とし、清国の近代化に尽力した。日清修好条規の批准書が交換されたばかりの時点で、謁見問題で日中両国に不愉快な結果になることは望まなかった。自分の「聯日」（日本を連合する）という初志にも合わなかった。副島は順調に日清修好条規の批准書を交換し、頭等欽差の身分で謁見を済ませた。結果的に事態はうまく収束

したのである。この事態の進展を受けて、李は盛大な礼節で副島一行を送別した。これはまさに李のときどきの状況に対応して、振るった外交手段ではないかと思われる。彼は政治家として、いろいろな顔を持っているのも当然である。

第三、李は実際的なものを重んじ、彼の考えは他の清国官僚より遥かに進んでいた。「天朝上国」に溺れていた官僚たちは2回のアヘン戦争を経験したにもかかわらず、積極的にその失敗から教訓を学ぶことをしなかった。そして、清国の衰退している現実も認めようとはしなかった。一方、李鴻章は彼等とは違い、彼は目下の情勢を「為數千年一大變局」（数千年の一大変局である）『始末』：90 卷 3626] だと考え、清国の実情を正視した。つまり、参考のできる前例はない、現実の情勢から分析しなければならないと李は主張した。李は孫への手紙の中で「争门面而不切病根，終搔不到痛痒耳」（外観だけを重んじて、弊害の根源を除かなければ、肝心なところに手が届かない）『全集』：30 卷 531] という清国政府の態度を批判した。謁見問題に対し、儀礼作法だけにこだわった清国官僚とは鮮明な対比となった。

第四、李鴻章は北洋大臣であったとき、彼の権力は「坐镇北洋，遥執朝政」だと言われている [劉 1988: 84]。つまり、北洋にしながら北京の朝廷の政治をコントロールする。このことができるのは李鴻章の優れた予見的な能力、政治手腕と深く関係があると言えよう。今回の謁見問題もまさにそのとおりである。李は自分の腹心、孫士達を通して謁見問題を処理したのである。当初、孫の意見は総理衙門に重視されなかったが、結局、難局を打開したのは李の指令を受けた孫士達であった。

以上、李の言行は矛盾に満ちているように見られるが、これはまさに彼の外交家としての腕前とは言えよう。彼は状況の変化により機敏に自分の対応を取ったのである。この点を十分に認めなければならない。

結びにかえて

本稿は 1873 年北京で行った謁見問題を中心に論じた。特に、先行研究では十分に検討されていない副島の謁見成功の原因について追究した。先行研究の中で述べた副島の外交成功の原因と考えられる「マリア・ルス号事件」[「李鴻章の協力」] に対し、それぞれ新たに史料を引用し、補強作業をした。さらに、当時の歴史的背景をも視野に入れ、この歴史事件を分析した。

1840 年アヘン戦争以後、中国は列強に分割される対象となった。列強たちは利益を獲得するため、お互いに争いもあれば協力もしていた。今回の謁見問題を処理するとき外国使節の連合と分立も窺うことができる。強調したいのは、従来中国に相手にされなかった日本が、明治維新以降、隣国の清国に対し友好的な姿勢だけではなく、外国使節の列に入り、清国側に強硬な態度をも示した点である。謁見の目的を達成するため、外国使節は相互に連繋していた（前掲表 1 参照）。一方、外国公使は副島の大使の身分を認め、お互いに連合のように見えるが、実は副島の単独の謁見に対し「竊ニ聞ク、一ノ公使有リテ閣下ニ頭班ヲ讓ル事肯セサル」『明治文化全集』11 卷 70] という情報が孫士達から漏らされた。曹 [2008: 209] は今回の謁見を「外国相連横而中国力破其连横的一场不见硝烟的外交战」（外国列強は連合し、中国はその連合を破壊しようとする硝煙の見えない外交の戦いで

ある)だと指摘したが、実は、今回の謁見における外国の関係は連合だけではなく、対立の一面も潜んでいたのである。

ところで、1873年の謁見問題は中国歴史において、どのように位置づけられるのだろうか。

まず、華夷秩序が儀礼の面においても崩壊の兆候が見えてきたことを指摘できる。アヘン戦争以後、列強の進入により経済面では伝統的な経済体制が破壊され、政治面においても不平等条約の締結を余儀なくされ、一部の主権を喪失した。今回の謁見では列強たち清国の儀礼制度にも挑戦した。

次に、この謁見によって有識者の間にやっと危機感が生まれてきたという点である。例えば、徐桐(礼部右侍郎)は「徐侍郎奏陳安危大計各摺」[『匯鈔』:上105]を上奏し、朝廷では改革に対する活発な議論が展開され始めた。この上奏文の中には人材育成、練兵の重要性を強調し、さらに「和局終不可恃」(平和は頼りにならない)という危機感も喚起した。この上奏文に対し、朝廷では賛成の声が多数出てきた。

さらに、日中関係への影響も見てみよう。副島は今回の渡清のとき、台湾出兵の口実を得た。1874年、つまり日清修好条規が発効されてから一年経って、台湾出兵が起こった。李鴻章の期待した日中連合の予想も裏切られた。

今回の副島渡清は台湾出兵にどのような影響を与えたのか、1873年以後の日中関係はどのように進んだのか、この点は稿を改めて論じていきたい。

[投稿受理日 2009.9.26 / 掲載決定日 2009.11.24]

注

(1) 3回跪き、9回叩首する。昔皇帝や神仏などに

対する最高礼。

- (2) 中国の統治者たちは他の国より優れるという考え方を持ち、自称していた言葉。
- (3) 例えば、安養寺信俊(2005)、石井(1982)、毛利敏彦(1995)、同(2002)などが挙げられる。
- (4) 王开玺 2003 「同治朝謁見礼仪的解决及现实的思考」『中州学刊』2003年9月第5期 总第137期、汪林茂 2000 「中外关系史上的重要突破和转折—1873年外使向清帝面递国书交涉事件简论」『史学叢刊』2000年8月第3期、闫强 2007 「主客异位下的礼仪困境 光绪辛丑年中西外交中的礼仪争论」『中山大学研究生学刊(社会科学版)』2008年第28卷第4期、曹雯 2008 「日本公使謁見同治帝与近代早期的中日交涉」『江苏社会科学』2008年第6期、宗成康 1992 「近代外国使节謁見清帝问题交涉述论」『历史教学』1992年第10期、秦经国 1992 「清代外国使节謁见礼节」『故宫博物院院刊』1992年02期、杜继东 1990 「外国人謁见清帝的礼仪之争」『历史教学』1990年第7期、李静 2005 「从跪拜到鞠躬—清代中外交往的礼仪冲突」『文史杂志』2005年第1期(总第115期)、李理 趙国輝 2007 「李仙得和日本第一次侵台」『近代史研究』3期。
- (5) 本文の中に出てきた括弧中の中国語の訳文は筆者の訳したものである。また、本稿での日時の表記は西暦を基本とするが、必要に応じて、日本関係の事項の場合は日本の年号と旧暦を、清国関係の事項の場合は清国の年号と旧暦をそれぞれ括弧内に補記する、史料を引用するとき、繁体字、簡体字の変換をせず原本に従う。
- (6) 『乾隆英使謁見記』91頁。
- (7) 『中外关系史论丛』第3輯 156頁。
- (8) 同じ書簡は『始末』で4月5日の日付で、『全集』と『匯鈔』では4月3日となる。
- (9) JACAR(アジア歴史資料センター) RefA 03023011900 公文別録・清国通信始末・第一卷 明治2年~明治6年(国立公文書館)。
- (10) 今回の謁見について、清国側は屈辱を受けたと思ひ、詳しい記載が残されていなかった。朝廷政務を記載する『清実録』と毎日皇帝の行動を記載する『起居注』も簡単な記録を残した。[『清史稿』卷91志66 2680]には次のように記載した「其年夏、日本使臣副島种臣、俄使臣倭良嘎哩、美使臣倭斐迪、英使臣威妥玛、法使臣熟福理、和蘭使臣

费果恭瞻觀紫光閣，呈國書，依商訂例行事。接見時，帝坐立唯意，賜茗酒，恩自上出。使臣訊安否，謹致賀辭。未垂問，毋先言事。西例臣見君鞠躬三，今改五鞠躬」。

- (11) 8日、10日の照会は『大日本外交文書』第5巻95号162頁6月2日と164頁6月4日の2回の照会だと思われる。
- (12) JACAR（アジア歴史資料センター）RefA 03031119000 処蕃類纂 第一巻 明治7年～明治8年（国立公文書館）。
- (13) 同上。

参考文献

- 安養寺信俊 2005 「明治6年の対清交渉にみる『副島外交』の検討」『岡山大学大学院文化研究科紀要』(20) 17 - 28頁
- 石井孝 1982 『明治初期の日本と東アジア』有隣堂
- 王开玺 1994 「从清代中外关系的“礼仪之争”看中国半殖民地化的历史轨迹」『北京师范大学学报』(社会科学版) 第2期 14 - 22頁
- 島善高 2004 『副島種臣全集2』慧文社
- 曹雯 2008 「日本公使觀見同治帝与近代早期的中日交涉」『江苏社会科学』第6期 204 - 209頁
- 中外关系史学会編 1991 『中外关系史论丛』第3輯 世界知识出版社 250頁
- 馬戛爾尼 著，劉復 譯『乾隆英使觀見記』1973 臺灣學生書局 307頁
- 毛利敏彦 1995 「副島種臣の対清外交」『大阪市立大学法学雑誌』41 (4) 485 - 519頁
- 2002 『明治維新政治外交史研究』吉川弘文館 7 + 300 + 4頁
- 森田朋子 2005 『開国と治外法権 - 領事裁判制度の運用とマリア・ルス号事件』吉川弘文館
- 李理 趙国輝 2007 「李仙得和日本第一次侵台」『近代史研究』3期 100 - 116頁
- 劉體智 1988 『異辭録』中華書局
- 『大日本外交文書』第6巻 1939 外務省調査部編纂
- 『明治文化全集』第十一巻 外交篇 日本評論新社 1956
- 『李鴻章全集』国家清史編纂委員会 2008 安徽教育出版社
- 『籌辦夷務始末』(同治朝) 第9, 10巻 李書源整理 2008 中華書局

『晚清洋务运动事类汇钞』(清) 佚名 1999 中华全国图书馆文献缩微复制中心